

○安曇野市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱

平成17年10月1日告示第110号

改正

平成26年6月9日告示第222号

安曇野市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、ごみの減量化の推進を図るため、市内の一般家庭又は事業所（以下「一般家庭等」という。）の生ごみ処理機、生ごみ処理容器及び草木粉碎機（以下「生ごみ処理機器等」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 一般家庭等から排出される生ごみを電動若しくは手動によりかくはん又は加熱し、減量化する機能をもつ機器で、市長が認めるものをいう。
- (2) 生ごみ処理容器 発酵若しくは分解等により、生ごみを減量化する機能をもつボカシ容器及びコンポスターで、市長が認めるものをいう。
- (3) 草木粉碎機 一般家庭等の敷地管理等で発生した小枝や刈草を細かく碎いて処理する機械で、市長が認めるものをいう。

(補助要件)

**第3条** 補助金の交付の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内の事業所の代表者であること。
- (2) 自ら排出したごみを減量化する目的のため、生ごみ処理機器等を購入したこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 過去に補助金の交付を受けている場合において、交付を受けてから5年以上が経過し、当該機器が使用不能になっていること。

(補助金額)

**第4条** 補助金額は、別表に掲げる限度額又は生ごみ処理機器等本体の購入費（消費税額を含む。）で、工事費、配送料その他生ごみ処理機器等本体以外のものに係る費用は含まない額（以下「購入費」という。）に補助率を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。ただし、当該額に100円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を申請しようとする者は、購入後1年以内に生ごみ処理機器等購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機器等を購入したことを証する書類で、当該機器の機種及び購入金額が明示されているもの。
- (2) 生ごみ処理機器等を設置したことが確認できる写真。ただし、市長が認めたときは市長が行う設置確認をもって省略することができる。

(実績報告)

**第6条** この要綱に基づく補助金に限り、申請書及び前条の各号に掲げる書類（以下「申請書

類」という。)の提出をもって、実績報告を兼ねるものとする。

(交付の決定及び確定)

**第7条** 市長は、第5条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、第3条の補助要件を満たしていると認めるときは、補助金の交付を決定及び確定し、安曇野市生ごみ処理機器等購入費補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、当該申請の内容を審査し、第3条の補助要件を満たしていないと認めるときは、安曇野市生ごみ処理機器等購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者にその旨を通知し、申請書類を同封し送付するものとする。

#### 附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則**(平成26年6月9日告示第222号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

**附 則**(平成29年3月31日告示第178号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の安曇野市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

#### 別表(第4条関係)

種類	一世帯又は一事業所当たりの申請可能基数	補助率	限度額
生ごみ処理機	1基	購入費の2分の1	30,000円
生ごみ処理容器	2基	購入費の3分の2	1基につき 3,000円
草木粉碎機	1基	購入費の2分の1	10,000円

様式第1号 (第5条関係)

生ごみ処理機器等購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

住 所 .....

氏 名 ..... 印

電 話 (.....)

区名 (事業所名) .....

生ごみ処理機器等を購入設置したので下記のとおり報告し、市の担当者が私の市税等の納付に係る情報を各関係機関に調査、照会し、又は閲覧することに同意の上、安曇野市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱第5条の規定に基づいて補助金交付申請します。また、審査の結果、同要綱第3条の補助要件を満たしていた場合には、下記金額を請求します。

交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額) につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

記

1 購入物品

種類	メーカー及び名称	購 入 先	購入年月日	購 入 金 額	補助金交付(請求)額
			設置年月日		
処理機			・ ・	円	円
			・ ・		
処理容器			・ ・	円	円
			・ ・		
			・ ・	円	円
			・ ・		
草木粉碎機			・ ・	円	円
			・ ・		
合計					円

2 設置場所略図(移動式草木粉碎機については普段置いておく場所を記入)

設置確認欄 ・ ・ 確認済 ㊦

3 振込先

金融機関名		口座番号	普通 ・ 当座
支店名		フリガナ	
		口座名義	

- 4 添付書類 (1) 生ごみ処理機器等を購入したことを証する書類(購入金額、機種名が明記されているもの)  
 (2) 生ごみ処理機器等を設置したことが確認できる写真

様式第2号 (第7条関係)

安曇野市生ごみ処理機器等購入費補助金交付決定及び確定通知書

第 号  
年 月 日

様

安曇野市長 宮 澤 宗 弘

年 月 日付けで申請のあった安曇野市生ごみ処理機器等  
購入費補助金交付の申請書類等を審査した結果、補助要件を満たして  
いたので、下記のとおり交付決定し、補助金額を確定します。

記

補助金交付決定及び確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

交付を取り消し、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求めたときは、納期日までに補助金を返還すること。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。

様式第3号 (第7条関係)

安曇野市生ごみ処理機器等購入費補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

安曇野市長 宮 澤 宗 弘

年 月 日付けで申請のあった安曇野市生ごみ処理機等購入費補助金交付の申請書類等を審査した結果、補助要件を満たしていないため、交付できません。

記

【理由】